

議案第 72 号

加西市認定こども園「加西こども園」設置に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

加西市認定こども園「加西こども園」設置に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙の
とおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市認定こども園「加西こども園」設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表加西市立九会幼稚園の項及び加西市立富合幼稚園の項を削る。

(加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置
日吉保育園	加西市和泉町65番地
宇仁保育園	加西市油谷町464番地
泉第一保育所	加西市殿原町71番地の5
泉第三保育所	加西市若井町2841番地の1
賀茂保育所	加西市福住町932番地の4
北条西保育所	加西市北条町北条391番地

(加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部改正)

第3条 加西市幼稚園事業実施に関する条例（平成15年加西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表別府保育園の項及び九会保育園・九会幼稚園の項を削り、同条第2項中「長時間保育部」を「保育利用」に、「短時間保育部」を「教育利用」に改める。

(加西市認定こども園設置条例の一部改正)

第4条 加西市認定こども園設置条例（平成26年加西市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

加西こども園	加西市中野町11番地の1
--------	--------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(審議資料)

九会幼稚園（九会保育園及び九会幼稚園）と別府幼稚園（別府保育園及び富合幼稚園）を統合し、平成 29 年 4 月 1 日から「加西こども園」を開園するに伴い、関係条例の改正を行うもの。

【概要】

- (1) 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
 - ・九会幼稚園及び富合幼稚園の規定の削除
- (2) 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
 - ・九会保育園及び別府保育園の規定の削除
- (3) 加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部改正（第 3 条関係）
 - ・九会幼稚園及び別府幼稚園の規定の削除
 - ・保育所と幼稚園の合同保育事業（幼稚園事業）では、「短時間保育部」を幼稚園（教育利用）としているが、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）においては、「短時間」は保育所（保育利用）のうち短時間での利用の意味となっていることから、保護者が誤解を生じないように「長時間保育部」を「保育利用」に、「短時間保育部」を「教育利用」に改正する。
- (4) 加西市認定こども園設置条例の一部改正（第 4 条関係）
 - ・加西市認定こども園として「加西こども園」を新たに規定する。